

企画提案仕様書

第1 委託業務の目的

川俣町移住・定住促進中期戦略に基づき、本町農業における後継者不足と耕作放棄地の増加への対応として、後継者の確保や新たな農産物の創出が必要であることから、体験農園の運営を行い、本町での農業体験を提供することにより、新規就農希望人材の移住や二地域居住等を促進することを目的とする。

第2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

第3 委託業務の内容

以下に定める内容に基づき、体験農園の運営を行う。

1 体験農園の基本的事項

(1) 体験農園の設置

体験農園は以下の場所に置く。

川俣町山木屋字社前35-2の一部

川俣町山木屋字社前35-3

川俣町山木屋字社前36

(2) 事業内容

体験農園で行う事業は、利用者の就農に繋げるために行う次に掲げる事業とする。

ア 農業全般に関する体験の提供

イ アを通した利用者同士の交流の機会の創出

(3) 開園日

委託者と協議の上、委託者の承認を受けて決定すること。

(4) 休園日等

休園日は設定しないが、受託者は、次に掲げる日時については当業務による対応を要しないものとし、当該日時以外においては、利用者は、自己の責任の下、区画の利用ができるものとする。ただし、農園の管理上、やむを得ず一時的に利用を制限する必要がある場合は、事前に委託者と協議すること。

ア 対応を要しない日

- ・ 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）
- ・ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

イ 対応を要しない時間

- ・ 4月から9月まで

午前 7 時以前及び午後 7 時以降

- ・ 10 月から翌年 3 月まで

午前 8 時 30 分以前及び午後 6 時以降

ウ 対応を要しない日時の変更

受託者は、対応を要しない日時を変更する必要性が生じたときは、委託者の承認を得た上で変更することができる。

(5) 駐車場

駐車場は、受託者において体験農園近接地に確保するものとする。

駐車料金は、無料とする。

2 体験農園の施設

委託者が整備する以下の施設を使用して業務を行うこと。

(1) 貸農地

(2) トイレ

(3) シャワー室

(4) 淨化槽

3 体験農園の受付、案内及び問い合わせ対応に関する業務

(1) 利用者に対する受付、案内及び問い合わせ対応

ア 窓口や電話等での対応は、誠意をもって行い、利用者が理解しやすいよう案内、説明を行うこと。

イ 利用者が適正に体験農園を利用できるよう、利用方法について、適切に利用者に周知すること。

ウ 利用者等からの苦情、要望等については、受託者が責任を持ち、迅速かつ適切に対応するとともに、適時、委託者へ報告すること。

(2) 遺失物等の管理

ア 受託者は、遺失物等を発見、又は利用者等から届出があったときは、一定期間保管後、所有者が現れない場合は、警察へ届け出るなど適正に対応すること。

4 施設の運営に関する業務

(1) 貸し区画の運営

ア 体験農園は、利用者が決められた区画の中で、自由に農作物の栽培を行うものとし、受託者は必要な資機材等を用意し、農業全般について指導・講習を行うとともに、必要な作業を行うものとする。なお、受託者は、業務委託期間中に 2 回以上、大型耕うん機による堆肥の施肥及び耕うんを行うとともに、業務委託期間中に 4 回以上、小型耕うん機による耕うんを行うものとする。

- イ 栽培品目については、事前に各品目の栽培スケジュールを示して委託者へ協議し、委託者の承認を受けて決定すること。
- ウ 貸し区画の土壤分析を実施すること。
- エ 利用者に対して農業全般について指導・講習を行うとともに、利用者の質問等に対応するなど、農作業の初心者でも、安心して野菜の栽培から収穫、販売まで体験し、就農への理解を深められるよう運営すること。
- オ 空き区画は、除草作業等を定期的に行い、他の利用されている区画に影響を及ぼすことがないよう管理するとともに、利用申込に備え、利用可能な状態を保つこと。また、美観を損なうことがないよう管理すること。

(2) シャワー室の運営

運営方法については、委託者と協議の上、委託者の承認を受けて決定すること。

(3) 安全確保

- ア 事故、犯罪、急病者等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに現場へ急行し、適切に処置すること。その後、委託者及び関係機関へ連絡すること。
- イ 開園時は、体験農園の鍵を開錠し、体験農園内に異常がないか確認すること。
- ウ 閉園時は、体験農園内に残留者や残留車両がないか確認し、体験農園の施錠を行うこと。

(4) 利用指導

- ア 利用者の利便性、安全性の向上を図るため、適切な利用指導、案内を行うこと。
- イ 体験農園の利用者による違法駐車を防止するよう、指導すること。
- ウ 体験農園の利用者が原因で、体験農園外を含め苦情等が発生した場合は、原因者へ指導を行うなどの措置を講じること。

5 イベント及び講習会の実施に関する業務

- (1) 業務委託期間中に8回以上のイベントを実施すること。
- (2) イベントは、体験農園の情報発信、及び、体験農園において利用者が収穫した作物を自ら販売する体験の場の創出を目的とし、利用者以外が広く参加できるものとすること。
- (3) 業務委託期間中に8回以上の講習会を実施すること。
- (4) 講習会は、農業への理解を深められる内容とすること。
- (5) イベント及び講習会の詳細については、委託者と協議の上、委託者の承認を受けて決定すること。

6 緊急時対応に関する業務

地震、風水害等の災害時や、火災や急病人の発生等の事故が起きた場合は、次のとおり対応すること。

（1）災害等発生時の対応に関すること

- ア 受託者は、台風、大雨等の災害が発生するおそれがある場合は、情報収集を行い、警報等の発表状況や気象状況を考慮し、必要に応じて閉園や備品等の固定・収納等の処置を行うこと。
- イ 体験農園は屋外利用が多いため、気象予報等に留意し、関連する注意報等が発表された場合は、利用者に周知し注意を促すなど、適切に対応すること。
- ウ 地震発生時においては、体験農園内の利用者に避難を促すなど利用者の安全確保を最優先に対応すること。
- エ 帰宅困難者等がいる場合は、帰宅可能な状況になるまで管理棟内で待機させるなど、適切に対応すること。
- オ 地震、風水害等の災害発生後は、体験農園内の被害状況を把握し、委託者へ報告するとともに、復旧作業等について委託者と協議することとする。

（2）事故発生時の対応に関すること

体験農園内において火災や急病人の発生等、事故が起きた場合は、速やかに現場へ駆けつけるとともに、事故の状況に応じた関係機関へ連絡するなど、適切に対応すること。

（3）その他

受託者は、災害や事故発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、定期的に訓練を実施し、各職員の対応を記載したマニュアルを作成し、各職員へ周知すること。

7 体験環境整備業務

（1）基本原則

利用者の安全性に配慮し、快適に利用できるよう、機能を正常に保持するため、適正な管理と保守点検を行うこと。

（2）浄化槽保守点検

- ア トイレ、シャワー室については、委託者において浄化槽を設置するものであること。
- イ 設置する浄化槽は、フジクリーンCA-5型であること。
- ウ 適切に浄化槽の保守点検を行うこと。

（3）設備管理

委託者が設置した各設備の管理を行うこと。

8 維持管理業務

（1）基本原則

利用者が快適に利用できるよう、園内を常に清潔に保つこと。

（2）清掃

- ア 体験農園の美観を維持し、利用者が安全安心、快適に利用できるよう、適切に清掃を行うこと。

イ トイレは、便器、洗面、鏡、床等の清掃を十分に行うとともに、トイレットペーパーや洗剤等の補充、ごみの収集を行うこと。

ウ シャワー室は、利用頻度に応じて清掃を行うこと。

(3) ごみ処理

ア 体験農園内のごみを収集、除去し、常に清潔な状態を保つこと。

イ 収集したごみは、産業廃棄物又は事業系一般廃棄物として隨時処理すること。

ウ 台風や強風などにより発生したごみは、速やかに除去すること。

(4) 点検整備

ア 必要に応じて、日常的な管理で必要となる部品や消耗品の購入・交換を行うこと。

イ イの場合を除き、各施設、設備等に修繕の必要が生じた際は、利用者の安全を確保できるよう必要な措置を取った上で、委託者へ速やかに報告すること。

9 物品管理

(1) 受託者は、管理運営に必要な次の備品等を用意し、適切に貸出及び維持管理を行うこと。

区分	名称	数量	単位
農機具倉庫	鎌	10	本
	鋤	8	本
	剣先スコップ [°]	5	本
	角スコップ	3	本
	フォーク	5	本
	手押し一輪車	3	台
	散水ジョウロ	5	個
	立鎌	3	本
その他	散水ホース	6	本
	耕運機	1	台

(2) 受託者は、業務に必要な備品等を用意し、適切に維持管理を行うこと。

(3) 受託者は、体験農園の魅力を高めるため、自らの費用によって、利用者の利便性や快適性の向上に資する備品等を設置することができる。設置に当たっては、体験農園との一体性や景観、利用者の安全に配慮すること。これにより設置した備品等は、受託者の帰属となるものであること。

10 その他業務

(1) 月例業務報告書の提出

受託者は、月初から月末の1月分を単位として月例業務報告書を作成し、翌月10日までに委託者へ提出すること。

なお、月例業務報告書への記載事項は、次のアからウのとおりとする。

ア 業務毎の実施状況

イ 体験農園の利用状況

ウ その他、委託者が指示する事項

(2) 関係機関との連絡調整

ア (1) のほか、委託者の求めに応じて、業務及び体験農園の利用等の状況を報告すること。

イ 必要に応じて、委託者を始め、関係する機関と連絡・調整を行うこと。

(3) 利用者アンケートの実施

ア 利用者アンケートを実施すること。

イ アンケートの内容及び方法は委託者と協議の上、委託者の承認を受けて決定すること。

11 保険の加入について

(1) 委託者においては、「全国町村会総合賠償補償保険」に加入しており（契約類型：10型）、その保険金額の限度額は以下のとおりであること。

賠償責任保険（身体賠償）	1名あたり3億円、1事故あたり30億円															
賠償責任保険（財物賠償）	1事故あたり1億円															
補償保険	<p>死亡：500万円</p> <p>後遺障害：20～500万円</p> <p>入院：2～30万円</p> <p>通院：0.5～12万円</p>															
入院医療保障保険金	<table border="1"><thead><tr><th>入院日数</th><th>保険金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1日～5日</td><td>2万円</td></tr><tr><td>6日～15日</td><td>6万円</td></tr><tr><td>16日～30日</td><td>12万円</td></tr><tr><td>31日～60日</td><td>18万円</td></tr><tr><td>61日～90日</td><td>24万円</td></tr><tr><td>91日以上</td><td>30万円</td></tr></tbody></table>		入院日数	保険金額	1日～5日	2万円	6日～15日	6万円	16日～30日	12万円	31日～60日	18万円	61日～90日	24万円	91日以上	30万円
入院日数	保険金額															
1日～5日	2万円															
6日～15日	6万円															
16日～30日	12万円															
31日～60日	18万円															
61日～90日	24万円															
91日以上	30万円															

通院医療保障保険金	通院日数	保険金額
	1 日～5 日	0. 5 万円
	6 日～1 5 日	2 万円
	1 6 日～3 0 日	6 万円
	3 1 日～6 0 日	9 万円
	6 1 日以上	1 2 万円

個人情報漏えい保険賠償責任	年間支払限度額 2 億円
個人情報漏えい保険対応費用 (プロテクト費用)	1 事故あたり年間支払限度額 3, 000 万円

(2) 受託者は、自ら負うリスクに対して、必要な保険に加入することとする。